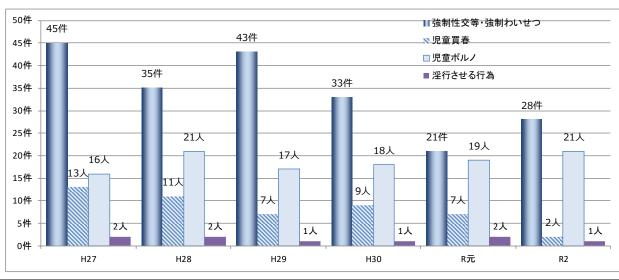
# 長野県内の子どもの性被害と条例の適用状況について

県民文化部こども若者局次世代サポート課

# 1 県内の子どもの性犯罪被害の状況 (警察統計から)

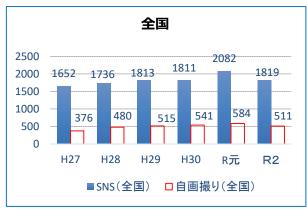


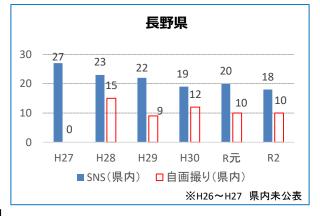
県内	(暦年)	H27	H28	H29	H30	R元	R2	備考
刑法	強制性交等・強制わいせつ	45件	35件	43件	33件	21件	28件	認知件数
児童買春・児童ポルノ	児童買春	13人	11人	7人	9人	7人	2人	
禁止法	児童ポルノ	16人	21人	17人	18人	19人	21人	被害児童数
児童福祉法	淫行させる行為	2人	2人	1人	1人	2人	1人	
長野県子どもを性被害	威迫等による性行為	-	-	0人	0人	0人	0人	検挙件数
から守るための条例	深夜外出	-	-	2人	3人	0人	0人	11 <del>7  </del> 11 <b>3</b> X

### (参考:全国)

刑法	強制性交等・強制わいせつ	3628件	3245件	3233件	2887件	2795件	2437件	認知件数
児童買春・児童ポルノ	児童買春	518人	577人	645人	544人	562人	379人	
禁止法	児童ポルノ	905人	1313人	1216人	1276人	1559人	1320人	被害児童数
児童福祉法	淫行させる行為	291人	279人	218人	167人	136人	152人	
都道府県の青少年保護	みだらな性行為等	1266件	1305件	1390件	1537件	1691件	1606件	検挙件数
育成条例等	深夜外出	1030件	858件	899件	812件	893件	861件	11 W

# (参考) SNSに起因する事犯の被害児童数及び児童ポルノ事犯における自画撮り被害児童数の推移





# 2 長野県子どもを性被害から守るための条例 適用状況

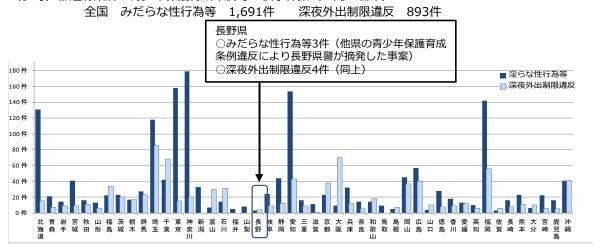
令和2年度に、県警から県へ情報提供のあった威迫等による性行為等(条例第17条第1項)及び 深夜外出制限(条例第18条第2項)の違反事案はいずれも0件。

また、威迫等に該当しない性行為等(いわゆる第2類型※)の事案の報告は1件。

th 20	県警から県へ情報提供のあった事案(情報提供の時期で集計)							
内 容	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度			
威迫等による性行為等 (条例第17条第1項)	0件	0件	0件	0件	0件			
深夜外出制限違反 (条例第18条第2項)	0件	2件	3件	0件	0件			
威迫等に該当しない性行為等 (本県罰則なし:第2類型 <sup>※</sup> )	2件	2件	0件	0件	1件			

※第2類型:青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような性交又は性交類似行為

### (参考) 都道府県別の青少年保護育成条例等の検挙件数(R元:暦年)



# 3 長野県性暴力被害者支援センター (りんどうハートながの) の相談状況 (R2年度) 新規相談件数100件のうち、被害時年齢が18歳未満であった相談は31件となっている。 事案に対してセンターが行った対応について、令和3年6月7日開催の長野県性暴力被害者 支援センター運営懇談会に報告し、委員から助言・指導を受けている。

区分	意思に反する 性交等	意思に反する わいせつ	性的虐待・ DV(性暴力)	左記の 小計	その他	合計
被害時年齢が18歳 未満の件数	11件	13件	4件	28件	3件	31件

注)上記区分は相談内容から判断したもの(警察認知ではない)

# 4 長野県内の児童相談所の状況

令和2年度の児童虐待相談対応件数は2,825件であり、うち性的虐待は21件となっている。

年 度	H28	H29	H30	R元	R2
相談対応件数	1,909件	2,048件	2,370件	2,804件	2,825件
うち性的虐待	22件	20件	15件	20件	21件

# 令和2年度の長野県子ども支援委員会における 「長野県子どもを性被害から守る条例」に関する事案の検証状況

県民文化部こども若者局次世代サポート課

# 1. 検証の視点

子どもへの人権侵害や被害児童へのケアの充実の観点から、個別事案を検証 (非公開)

# 2. 検証案件

令和3年3月22日に開催された子ども支援委員会において、県警察本部から情報提供のあった下記の案件について検証を実施

なお、事案の詳しい内容、被害児童への支援状況等については、委員会において口頭で説明

威迫等による性行為等(条例第 17 条第 1 項)				
深夜外出制限違反(条例第 18 条第 2 項)	0 件			
威迫等に該当しない性行為等(本県の条例上罰則なし:第2類型※)	1 件			
合 計	1 件			

※青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような性交又は性交類似行為

行為者 (行為時)	県外居住 10 歳代 男性
事案の概要	行為者は、令和2年 12 月、インターネットを介して知
	り合った女子(県内在住、10歳代)をホテルに誘い、
	性交類似行為をしたもの。
事案が明らかになっ	保護者からの通報により事案を認知
た発端	

## 3. 委員意見(要旨)

# (1)子どもの孤立防止について

被害者は、相談にのってもらいたかったため、インターネットを介し行為者と知り合ったが、子ども自身の気持ちを適切な大人が聞いてあげる場を提供することが大人の使命であると思う。

# (2)相談体制の充実

現時点でカウンセリングやケアを必要としていなくとも、後になって相談したくなった時に相談できる機関などをペーパーで渡してほしい。

# 子どもを性被害から守るための取組関係事業 令和3年度

ト課まとめ	担当課	人権·男女共 同参画課	次世代サポート課	教育政策課	心の支援課		
ども若者局次世代サポー	R2当初予算額 (千円)	348	2, 252	274	1, 624	I	2, 885
	R3当初予算額 (千円)	408	2, 252	276	1, 621	I	2, 851
県民文化部に	R2年度の実績	• 高等学校等生徒向け : 8 校(受講者1,128人)	<ul><li>合計86回(参加者数:延べ7,532人)</li><li>性教育: 38回参加者 111人 人権教育: 38回参加者 517人 情報モラル教育:45回参加者6,904人</li></ul>	<ul> <li>・全教職員を対象に研修を実施</li> <li>・すべての公立学校で、教職員が守るべき校内ルールの明文化し、児童・生徒や保護者へ周知</li> <li>・教職員へ自己分析支援チェックシートの配布</li> <li>・犯罪心理学の専門家等(コンプライアンスアドバイザー)とともに、教職員の児童・生徒へのわいせつな行為の原因と対策を検証(自校の児童・生徒へのわいせつな行為に係る検証報告書の作成)</li> <li>・外から中の様子が見えない教室等の調査・改善を実施</li> </ul>	<ul> <li>・子どもの性被害防止教育キャラバン隊 85回 場立高校 36回 私立高校等 4回 中学校 16回 小学校 21回 特別支援学校高等部 8回</li> <li>・リーフレットを作成し、県内の小学 5、6年生全員 及び中学生全員に配付</li> <li>・「指導方法等研修会」をオンデマンド配信し、中学・高校・特別支援学校及び小学校の担当教員を中心に213校が参加</li> </ul>	・長野県人権教育リーダー研修会全体研修会と、社会 人権教育研究協議会を合同開催とし、5か所(東信、 中信、南信、飯田、北信)で実施	<ul><li>・派遣校数 35校</li><li>・講演回数 37回</li></ul>
	R3年度事業内容	・学生等の若年層に対して、デートDVを防止するため、男女共同参画センターが教育機関と連携しながら研修を行う。	<ul><li>子どもの性被害予防のための県民の自主的な学びを引き続き支援</li></ul>	・校内・校外研修においてワークショップ形式の研修や専門家による研修の実施・教職員が守るべき校内ルールの周知・自己分析支援チェックシートの実施・コンプライアンスアドバイザーの運営	・情報の専門家等からなる「子どもの性被害防止 教育キャラバン隊」を県内高校、特別支援学校及 び小中学校へ派遣 ・各学校で主体的に指導が行えるよう、「ネット を契機とする性被害防止のための指導方法等研修 ・電子メディアの利用方法についての啓発リーフ レットを配付	・地域で人権教育·啓発を実施又は推進する方を 対象に、「様々な人権課題について満蒙開拓から 考える」を取り上げ実施	・人権教育に関する理解及び認識を深め、命の尊さを感得する人権教育の推進を図るため、児童生徒・教職員・保護者等を対象とした講演会を開催する学校へ講師を派遣
	事業名等	1 デートDV防止セミ ナー	子どもの性被害予防2のための取組支援事業	わいせつな行為根絶 3 のための特別対策の 推進	4 推導充実事業	5 社会人権教育研修会の開催	6 人権講師派遣事業
	項目			権 数:	育教充・育実性の		

担当課	保健厚生課		次世代 サポート課 (1)		心の支援課		文化財・生涯学習書	<u>₭</u> Ⅲ ŀ
R2当初予算額 (千円)	2, 368	336	2, 062	333	I	I	173	3, 232
R3当初予算額 (千円)	2, 133	338	2, 062	323	I	I	173	3, 232
R2年度の実績	・全県教職員を対象に専門的な指導方法の研修会開催 (1回) ・地域別(教育事務所単位)に、現代的な課題を扱う 実践的な教職員向け研修会を開催(4回) ・教育課程研究協議会や学校が行う職員研修へ外部講師を派遣(19か所)	和2年12	<ul> <li>相談件数: 404件</li> <li>「子どもの性被害予防のための取組支援事業」で実施した情報モラル教育研修会</li> <li>45回参加者6,904人</li> </ul>	・長野大会(10月17日 Zoomを使用した自校参加)には高校フ校、26人の生徒が参加。 ・オンライン開催の全国大会に長野県代表1校が参加。	・民間団体と協力し、小中高校の児童生徒を対象に6月~7月に実施、11月13日に調査結果を公表・調査結果をもとにアンケートに参加した市町村教育委員会の情報交換会を開催	<ul><li>第49号(1月15日付)を発行</li></ul>	<ul><li>義務関係:2地区2会場中止</li><li>高校関係:1地区1会場参加者70人</li><li>1地区1会場中止</li></ul>	·移動講座:県下2地区 会場参加者74人 録画視聴 70人
R3年度事業内容	・全県教職員を対象に専門的な指導方法の研修会開催(1回) ・地域別(教育事務所単位)に、現代的な課題を扱う実践的な教職員向け研修会を開催(4回)・教育課程研究協議会や学校が行う職員研修へ外部講師を派遣(23か所)・指導者養成のための全国研修会への教員派遣(7名)	ンターネットの適正利用の実行性あずるため、官民協働組織である協議:校や県相談機関に寄せられた青少年(当時における)	ル相談について、専門機関が助言・文様をにおける情報モラル向上支援事業として、や地域住民が情報モラル、インターネット用について学ぶ取組を支援	・高校生 1 CTカンファレンスの開催を通じて、高校生が情報モラルについて自ら考え、他者の意見を聞き、議論して意見をまとめ、インターネットの適正利用のあり方に向けた主体的な取組を支援	・インターネット利用に関する児童生徒の実態等 を把握し、指導や啓発活動に活かすため、民間団 体と協力しアンケートを実施 ・併せて保護者アンケートを実施し、子ども利用 実態の把握状況や意識を調査	最新のインターネット事情や性被害・ネット利用の危険性等について専門家との情報交換等を踏まえたメルマガを学校へ配布し、校内研修等に活用	・県PTA連合会及び県高等学校PTA連合会の 指導者研修会において情報モラルに関する研修等 を実施	<ul><li>・県生涯学習推進センターの移動講座において情報モラルに関する研修等を実施</li></ul>
事業名等	性に関する指導充実事業	野昼書小年イン	な三ネュット・カーターネット・適に利用推進協議会事業	高校生インターネット適正利用推進事業	インターネットにしいんのアンケート調本の実施	メルマガ「ユビキタス@nagano」の発行と活用	P T A 指導者研修事業	生涯学習推進セン ター研修事業
項目	人育教允 権・信実 教性の	<b>小 ゴ</b>	も 6 和	ソー	未 然 防 ・ の 型 ・ 適 用 ・ 10	취   T	12	13

<b>工工</b>	文化財・生涯学習課	県警人 ・少年安 課	次世代サポー		こども・家庭課、	引 申 本 選 数 ・ を ・ を ・ を を を を を を を を を を を を を を	心の支援課	
R2当初予算額 (千円)	I	31, 341	235	3,000	13, 273	8, 062	9, 442	8, 000
R3当初予算額 (千円)	I	32, 565	235	7, 110	13, 610	7, 251	10, 003	9, 786
R2年度の実績 R2年度の実績 R2年度の実績 R2年度の実績 R2年度の実績 R2年度の実績 R2年度の実施 R2年度 R2年度 R2年度 R2年度 R2年度 R2年度 R2年度 R2年度	公民館運営協議会の役員会議にて要請	・高校生スマホキャラバン、TT教室等、主に児童・生徒を対象とした非行防止教室等の啓発活動 572回(暦年)・SNSにおける不適切な書き込みに対する注意喚起 86人(暦年)	<ul><li>・ひまわりっ子保健室支援事業:1回</li><li>・移動ひまわりっ子保健室相談事業:0回</li></ul>	・信州こどもカフェ設置数 133か所 (R3.3時点)	・相談件数 667件 ・子ども支援委員会 4回開催 ・広報カード及びポスターを作成し、県内学校に配布	<ul><li>・年間2回の研修を実施</li><li>・広報啓発として中高生対象の動画を制作。高校への出張授業を実施</li><li>・相談実績224件</li></ul>	<ul><li>学校生活相談センター、24時間対応 相談件数827件、延べ回数1,318回</li></ul>	<ul><li>・6月10日~3月31日の毎週水曜日の定期相談(39日)</li><li>6~8月に集中期間を設けて対応(27日) 年間66日</li><li>・相談対応数1,026件</li></ul>
R3年度事業内容	<ul><li>・市町村教育委員会や関係機関との会議の場において公民館等を活用した学習機会の充実を要請</li></ul>	・スクールサポーター等による児童に対する情報モラル教育の実施・保護者に対する児童のインターネットの適正利用に係る啓発活動・SNSにおいて不適切な書き込みを行った児童等に対する注意喚起を実施	おった。	・学習支援や食事提供等を通じて、子どもの健やかな成長を支援するため、信州こどもカフェの運営費等の補助を実施1か所3万円~11万円以内	・子どもや保護者、学校等からの相談に対応する 「子どもの総合相談窓口」の運営 ・子どもの人権侵害に関する案件について調査・ 審議し、問題の解決や救済を行う「子ども支援委 員会」の運営	<ul><li>・乳児院が、産科医療機関、市町村等の関係機関と連携して、予期せめ妊娠に悩む方への支援を実施</li></ul>	・いじめや不登校など学校生活における児童生徒 の様々な悩みの相談に応じるための電話等による 相談窓口の設置	・中学生・高校生の通信手段が電話からSNSに 移行していることを踏まえ、いじめ・自殺防止等 に向けたLINEによる相談を実施
事業名等	地域住民が子どもの 性被害防止等の理解 を深めるための公民 館等における講座の 機会充実	子ども安全総合対策事業	地域・家庭における 性教育の取組支援事 業	信州こどもカフェ運 営支援事業	子ども支援センター運営事業	予期せぬ妊娠に悩む妊婦等支援事業	学校生活相談体制充実事業	LINEを活用した相談 体制構築事業
一	14 イン	, たの り 過 屈 日 15	16	17	相 制・ 場 所 元 形	ر ب 19	20	21
			<b>ト</b> ガ・	もの性被害	の未然防止			

担当課	心の支援課	県警人身安 全·少年課	特別支援教育課	十 十 十 十 十 十 十	· 2 三 三 二 二 二 二 二	県警人 ・少年安 乗	
R2当初予算額 (千円)	94, 365	(針量)		5, 675	3, 772	(針量)	
R3当初予算額 (千円)	102, 832	() () () ()	257	5, 572	3, 564	() () () ()	
R2年度の実績	・SSW35人を各教育事務所に配置・県SSWを16市教委(17人)へ派遣・支援児童生徒人数1,211人うち継続支援児童生徒数898人・外部関係機関との連携件数2,269件	・スクールサポーター学校訪問 4,867回		<ul><li>・あいさつ運動実施市町村なし</li><li>・少年の主張長野県大会 入場者43人(長野市)</li></ul>	・青少年サポーター 個人登録者数:797人 団体登録者数:7団体230店舗・青少年サポーター研修会 2回 延べ113人参加	<ul> <li>・少年警察ボランティア、長野県警察大学生ボラン ライアと連携し、各種少年の健全育成活動を実施・わが家のセーフティーリーダーの委嘱 71校 3,015人</li> <li>・不良行為少年の補導 2,959人(暦年)</li> </ul>	
R3年度事業内容	・いじめ、不登校、暴力行為などの背景にある家庭的な問題に対応するため、社会福祉や精神保健福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、地域や専門機関等と連携して困難を抱える児童生徒を取り巻く環境を改善	<ul><li>スクールサポーター学校訪問の活性化</li><li>学校/警察相互の信頼関係構築及び情報共有に向けたスクールサポーター学校訪問の活性化</li></ul>	・特別支援学校の管理職、教職員、寄宿舎職員、 講師等を対象に「CAPながの」による研修を実施。児童生徒を性被害や虐待から守る意識とスキル、緊急介入の仕方及び、障がいのある児童生徒との距離の取り方等を身につける。 ・管理職の人権意識及び教職員の非違行為防止に向けた学校マネジメントカの向上。	・青少年健全育成の取組(信州あいさつ運動、少年の 主張大会等)、県民会議の運営を支援	・青少年サポーターの委嘱及び研修会の開催・青少年育成コーディネーターの配置	・警察関係ボランティア活動等の活性化 ・青少年健全育成活動の支援、協働実施 ・長野県警察大学生ボランティアの活用と活動活性化 性化 ・規範意識醸成活動(小学児童の防犯活動参加~ わが家のセーフティリーダー、ボランティアと子 どもの協働活動~地域ふれあい事業)の充実 ・街頭補導活動の強化	
事業名等	スクールソーシャル 22 ワーカー (SSW) 活用事業 33 手業 も安全総合対策		【新】特別支援学校の多様性に対応できる外部専門家活用事業	将来世代応援県民会 議運営補助(青少年 育成事業) 青少年サポーター設 置事業		子ども安全総合対策事業	
項目	5.7	相 制・ 場・ 場所 で こ	24	25	少全	法 計 完 記 記 記 37	
H	チがも	の性被害の	3.未然防止	<u> </u>	ナどもを冒	守り・育てる	

	人 一 一 参 回 禁 サ 大 大		心の支援課	学びの改革支点部	<b>法</b> 保健厚生課	県警人身安 全 · 少年課	票 全人 中 中 世 本 世 本
R2当初予算額 (千円)	19, 522	74	186, 865		I	(알世)	() () () () () () () () () () () () () (
R3当初予算額 (千円)	22, 150	20	194, 395		_	(針量)	() () () () () () () () () () () () () (
R2年度の実績	・電話相談(24時間)、支援等を実施 新規受付件数 100件 ・性暴力被害者支援センター運営会議の開催 1回	・研修会 0回(ケース検討会及び講演)	・全ての公立小・中・義務教育学校にSCを配置。 ・各教育事務所に配置されたSCを県立高等学校および県立特別支援学校に派遣・相談件数30,837件	<ul><li>教職員への指導資料の周知・徹底や対応事例の情報 共有を進めるための研修会を実施</li></ul>	・教職員が性被害に関する基本的な対応などを学ぶ研修等を実施	・面接等による助言指導、体験活動等を実施	・各種会議、ミニ広報誌、ケーブルテレビ等あらゆる機会・媒体を通じて犯罪情勢を広報啓発
R3年度事業内容	・性暴力被害者の心身の負担軽減・回復のため、 電話相談や面接相談により被害状況やニーズを丁寧に把握し、必要に応じた支援のコーディネートを実施(産婦人科医療等) ・二次被害防止のため、支援先へ同行支援	・性暴力被害者に適切に支援を行うため、支援員 を対象に資質向上研修を実施	・児童生徒が安心して学校生活を送り、学習に取り組めるよう、児童生徒の悩みに適切かつ迅速に対応できるスクールカウンセラー(公認心理師、臨床心理士等)を配置	<ul><li>教職員への指導資料の周知・徹底や対応事例の情報共有を進めるための研修会を実施</li></ul>	<ul><li>教職員が性被害に関する基本的な対応などを学</li></ul>	・性被害に遭った少年に対する支援活動 生活・生育環境等を背景とした性被害に遭った少 年について、当該少年の精神的被害回復や達成 感・自己肯定感の醸成のため、被害少年や保護者 への継続連絡・面接、農業体験や就学就労支援等 を実施	・被害情勢等の広報・啓発 地域の性被害等情勢の把握分析と各種機会・媒体 を活用した情報発信の強化
事業名等	性暴力被害者支援センター運営事業 (支援員資質向上研修会の開催)		29 スクールカウンセラー事業	教職員を対象とした 研修等を活用した取ー 組の推進		31 事業	子ども安全総合対策事業
一直	28	原田 徳田 田田					

401, 532

427, 066